

2008年4月24日

国会議員 各位

共済の今日と未来を考える懇話会

窓口団体：日本勤労者山岳連盟

(連絡先) 〒162-0814 新宿区新小川町5-24

TEL 03-3260-6331

新保険業法の「経過措置期間」の延長等を求める要望書

貴職におかれましては連日、国務の重責を果たされておられますことに敬意を表します。

私たちは、自営商工業者、医療関係者、登山者など、さまざまな分野で活動する団体が共同してつくりました「共済の今日と未来を考える懇話会」と申します。

さて、第162通常国会で、契約者保護を目的と称して法改正し、2006年4月1日に施行された新保険業法は、今年3月末日で「経過措置」の期限を終了してしまいました。私たちは与野党国会議員のみなさまに新保険業法への考えや自主共済の実態など、事情説明や「経過措置期間」の延長を求め、3月24日には、四野党と無所属議員が共同して「経過措置期間」を1年間延長する法律案を参議院事務総長へ提出する等の動きがつくられました。

しかし、「経過措置期間」の期限後の今日、新保険業法は、保険会社もしくは少額短期保険業者の選択を強要していますが、これまでに保険会社の認可や少額短期保険業者の登録が行えたのは一部の営利事業者だけです。中には、少額短期保険業者制度を利用して新たに事業参入してきた事業者まであります。そうした状況にも関わらず、各団体が会員のために実施する共済制度を何とか継続させようと、430にもものぼる団体が特定保険業者の届出手続きを行ったといわれていますが、その大部分は少額短期保険業者を選択できず、その他の制度存続方法も見つかっていません。

金融庁によれば、残る団体は、共済制度を廃止して保険商品へ切り替えるなどで対応し、契約者保護を図っているとして、新保険業法が法改正の趣旨に沿って順調に移行していると説明していますが、実態とは大きく乖離しています。会員同士の助け合い制度で保障されるべき内容や掛金と、保険商品の保障内容や保険料では比べようもなく、保障と権利は後退を押し付けられています。こうした制度廃止による負担増や、保障内容の後退を強制されていること自体が、新保険業法による契約者保護・加入者保護にならないことを示しています。

自主共済を運営するそれぞれの団体は、この間加入者を守るため、制度存続に向けて国会議員のみなさまへの陳情や金融庁への要請などを粘り強く続けてきました。このまま新保険業法の「経過措置期間」が切れた状態を放置し、何等の対応も行われなければ、制度廃止に追い込まれる共済や互助会は無数に出現し、取り返しのつかない事態、社会的な問題となることは必至です。

各団体が会員の福利厚生を目的に実施する共済制度は、名称や仕組みなどは異なりますが、それぞれの構成員の切実な要望をふまえて創設され、今日まで運営実績を積み重ね、健全に運営されてきました。しかしながら今日、こうした共済や互助会が新保険業法の規制によって制度廃止に追い込まれようとしています。こうした事態を早急に停止させることがなんとしても必要です。

私たちは、一刻も早く自主共済を新保険業法の適用除外としていただくよう求めるとともに、下記事項を直ちに実現するよう要望します。

記

【要望事項】

1. 新保険業法の「経過措置」期間を直ちに延長するとともに、その効果を4月1日に遡及して適用する取扱いを、党派を超えて直ちに実現し、広範な共済加入者と国民に安心を与えていただくよう要請します。

以上